

目次

前書き	1
総論	2
一、2016年中国インターネット著作権保護の主な進展	2
二、2016年中国インターネット著作権保護の基本特徴	7
三、2016年中国インターネット著作権保護における多くの挑戦	10
分論	13
一、2016年中国インターネット著作権の立法保護	13
二、2016年中国インターネット著作権の司法保護	14
三、2016年中国インターネット著作権の社会保護	18
四、2016年中国インターネット著作権の行政保護	22
まとめ	28

前書き

2016 年は「十三・五」の最初の年であり、「国务院による新情勢における知的財産権強国の建設の加速に関する若干の意見」の全面かつ徹底的な実施を行う肝心な年であった。国の「4つの全面」戦略設計及びイノベーション、調和、グリーン、開放、共有理念の継続的な推進に伴い、中国のインターネット著作権¹に関する政策環境は日増しに改善され、インターネット著作権保護の各業務は確実な進展が見られた。我が国のインターネット著作権の法律体系はより一層整備され、司法保護は絶え間なく強化され、権利者主体によるインターネット著作権保護に対する重要度も日増しに高まってきた。インターネット環境における行政法執行と監督管理が効果的に実施され、インターネット著作権の環境と秩序が改善された。大衆のインターネット著作権に対する意識は絶えず向上され、インターネット著作権を保護する社会雰囲気がいよいよ形成された。

2016 年、情報技術により伝統的コンテンツ産業のモデル転換・グレードアップが継続的に推進され、ネットワーク技術によりコンテンツ産業の発行領域における分散化と消費者の個性化という特徴が現れ、伝統的コンテンツの創作モデル、伝達モデルと消費モデルが変更され、産業の良好な循環が形成された一方、各種の新しい著作権保護問題が生じ、インターネット著作権の保護業務にある程度のチャレンジをもたらした。

本報告は、インターネット著作権の立法保護、司法保護、社会保護と行政保護等の多方面から、社会の各界に向けて 2016 年における我が国のインターネット著作権保護状況を示し、著作権環境の浄化、版權産業発展の促進、民族のイノベーションの創出力の向上におけるインターネット著作権保護の重要な役割を解明した。

¹ 本報告における「インターネット著作権」とは、著作権者が、インターネット（モバイルネットワークを含む）環境において、著作権法により保護される作品に対して享有する著作権利のことをいう。

総論

一、2016年中国インターネット著作権保護の主な進展

(一) 2016年中国インターネット著作権保護は新たなチャンスを迎えた。

党の十八大以来、党中央、国務院は知的財産権保護業務を今までにない高度に位置づけ、これをイノベーション促進の重要な保障とみなしており、産業政策環境が改善されつつある。

1. 知的財産権強国戦略の実施が深化され、知的財産権保護政策が厳格になりつつある。

2016年3月、全国人大十二期四次会議の審議により、「中華人民共和国国民経済と社会発展十三次五カ年計画綱要」が可決され、その中に「厳格な知的財産権保護制度を実施し、革新激励に有益な知的財産権所属制度を整備し、知的財産権の運営・取引とサービスプラットフォームを構築し、知的財産権強国を建設する」ことが打ち出された。中共中央、国務院が発行した「財産権保護制度の整備と法に基づく財産権保護に関する意見」では「知的財産権侵害行為に対する懲罰を強化し、知的財産権侵害の法定賠償金額の上限を引き上げ、専利権、著作権等の知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を模索・建設する」、「故意に知的財産権を侵害する行為の状況を企業と個人の信用記録に取り入れる」と明示され、知的財産権に対する保護を強化した。国務院弁公庁が発行した「2016年全国における知的財産権と偽造粗悪商品の製造・販売を取り締まる業務要点」では「オンライン偽造粗悪商品の販売とネットワーク権利侵害・海賊版行為の取締に注力する」と明確に示され、インターネット分野における権利侵害・偽造に対する取締を強化した。国務院知的財産権戦略実施業務部門間聯席會議弁公室が発行した「2016年国家知的財産権戦略実施の深化、知的財産権強国建設の加速に関する推進計画」には、「特にオンライン（モバイル）文学、音楽、映画・テレビ、ゲーム、アニメ、ソフトウェア等の重点分野における整理整頓専門活動に取り込み、APP²、オンライン・クラウドサービス、ウェイボー（ミニブログサイト）、ウィーチャット（WeChat）等の新しい伝達方式に対する版權監督管理を強化する」と要求

² APP：application の略、携帯のソフトウェアアプリケーションのことをいい、App と略称する。以下も同様。

した。

2. 知的財産権によるイノベーション・発展の駆動は、経済発展の新常態及び供給側改革の肝心な要素となった。

2016年5月、中共中央、国務院が発行した「国家イノベーション駆動型発展の戦略綱要」には、「知的財産権戦略行動計画の実施を深化し、知的財産権の創出、運用、保護と管理能力を向上させる」、「知的財産権制度のイノベーションに対する基本保障機能を強化する」と提出した。12月、国務院が発行した「『十三・五』国家戦略的新興産業の発展計画」には、2020年までに文化牽引、先進的技術、完備されたチェーンというデジタル・クリエイティブ産業の発展モデルを形成し、関連する業界の生産額の規模は8万億元に達するとし、デジタル・クリエイティブ産業が初めて国家戦略的新興産業の発展計画に取り入れられ、文化産業の国民経済における重要戦略地位の更なる突出と向上を示した。

全体的に見れば、国家政策は、イノベーション、調和、グリーン、開放、共有の発展理念を提唱し、財産権保護制度の整備、良好なインターネット生態系の構築を要求した。「知的財産権強国」と「イノベーション駆動型発展」戦略の指導により、インターネット著作権保護は新しい春を迎えた。

(二) 2016年中国インターネット・コンテンツ産業の発展に新たな形態が現れた。

2016年、インターネット経済は国民経済の品質・効率向上を駆動する肝心な要素となり、伝統産業のモデル転換・グレードアップを加速させる核心的な動力となった。インターネットをベースにした新興業態が集中的に出現し、新しい消費ニーズが生み出され、育てられた。2016年12月、我が国のインターネット利用者数は7億3,100万人に達し、インターネットの普及率は53.2%に及び、前年同期比2.9ポイント増加した。モバイルインターネットにより消費モデルの共有化、設備の知能化とシーンの多元化が促進された。そのうち、モバイルインターネット利用者数は6億9,500万人に達し、インターネット利用者数のうち、携帯でインターネットにアクセスする割合は2015年末の90.1%から95.1%³に増加した。インターネット・コンテンツ産業の各分野の利用者数は継続的に増加し、2016年12月末までに我が国のオンラインゲームの利用者数は4億1,700万人、オンライン文学の利用者数は3億3,300万人、オンライン動画配信と音楽配信サイトの利用者数はいずれも5億人を超え、ネットライブ配信サイトの利用者数は3億4,400万人に達

³ データの出処：CNNICが公布した第39回「中国インターネット発展状況の統計報告」

した。4G ネットワークの更なる整備及び携帯使用料金の値下げにより、コンテンツ産業の各分野におけるモバイルインターネットユーザーの浸透率はいずれも9割以上に達し、新しい発展態勢を見せた。

1. モバイルインターネットアプリサービスとシーンが絶えず豊かになり、インターネット著作権産業分野の細分化が広がり、産業規模は継続的に拡大した。

産業チェーンの川上・川下は、動画、アニメ等の分野及びライブ配信、VR⁴等の新業態において継続的に注力することにより、インターネット著作権産業の細分分野が継続的に拡大し、産業構造は日増しに多様化され、発展の将来性はますます広がった。2016年未まで、我が国のインターネット著作権産業の全体生産額は5,600億元を突破し、産業規模は世界のトップ⁵にランキングされた。著作権の経済価値と社会的影響は日増しに際立ち、インターネット生態系における重要な基礎資源となった。

2. 業界を超える融合はコンテンツ産業変革と新しい経済発展の重要なエンジンとなり、IP⁶の派生開発と深度開発は盛んになりつつある。

文化要素とデジタル技術との接続・融合現象は明らかであり、「大衆創業、万衆創新」ブームの推進により、コンテンツの革新、形式の革新、業態の革新は相次いで出現し、デジタル・クリエイティブ産業の発展が促進され、IPは資本市場が追い求める盛り場となった。IPをめぐるゲーム、文学、音楽、映画・テレビ、アニメ等の相互交流型エンターテインメントコンテンツがしだいに増加し、コンテンツ産業の商業モデルはしだいに一回きりの販売からコンテンツに対する深度の掘り起こしと長期の開発に転換し、業界横断的な協力は益々多く導入され、著作権コンテンツ創出の良好な発展を促進した。

3. オープンプラットフォーム⁷は「インターネット+」新業態の発展の核心的商業モデルとなり、コンテンツの発行と伝達方式に大きな変革が生じた。

インターネットプラットフォーム型企業が大量に現れて発展することにより、著作権の運用効率が大幅に向上し、高品質の著作権コンテンツの創作と伝達方式を変え、民衆のエンターテインメント消費習慣とコンテンツ伝達ルートの変遷に拍車をかけた。コンテンツ

⁴ 英語全称は Virtual Reality、バーチャルリアリティ技術。

⁵ 関連データは騰訊(Tencent) 研究院版權研究センターの計算から得られた。

⁶ IP: 「Intellectual Property」の略、「知的財産権」と意味する。近年来、産業界は、オールエンターテインメント産業チェーンにおいて高い人気度と高い市場価値のある文学、アニメ、映画・テレビ、ゲーム、バラエティー番組等の作品をIPと呼ぶ。

⁷ 開放プラットフォームは、企業又は第三者により構築され、自らを核心とする開放式共同システムである。プラットフォームを構築した企業又は第三者は、プラットフォームの主体として、プラットフォームの全体サポートと運営の責任を負う。

産業の中心は、複製権から伝達権に転換し始め、コンテンツの創作、流通、伝達チェーンの伝統的利益構造は破壊され、そして再構築され、インターネット著作権保護の重心と媒体もそれに伴い変化した。

4. 文化製品の消費方式に変化が生じ、ユーザーの使用料と広告はしだいにコンテンツ産業収入の2大主力となり、高品質で差別化されたコンテンツのユーザーの使用料支払いへの訴求力は高まった。

知識に料金を支払うことに対するユーザーの認可度向上、知的財産権保護環境の改善及び支払ツールの便利化に伴い、2016年、ユーザーのデジタルコンテンツに対する料金支払意思と実際の支払行為は急速に増大した。統計データによれば⁸、2016年、ユーザーのデジタルコンテンツに対する料金支払規模は2,123億元、前年比28%増加した。ユーザーの使用料類型から見れば、使用料支払い対象となるコンテンツが日増しに多様となり、ゲーム、ライブ配信、動画、音楽、閲読はいずれもユーザーの使用料支払いが比較的多いコンテンツであった⁹。ユーザーの使用料支払習慣の形成は、正規版化の進展を大いに促進し、著作権環境を浄化し、海賊版の生存空間を抑制した。

(三) 2016年、中国インターネット著作権保護は新たな進展を実現した。

1. 立法保護の面において、関連部門は著作権関連法の枠組み内において、調整、解釈等多様な方法を通じて技術変革に対応し、重点分野の立法の精細化、専門化を図った。

インターネット新技術、新モデル、新事情に起因する新しい著作権問題に対して、立法、行政、司法部門は積極的に対応し、新しい技術環境における創作、伝達、使用の利益バランスの確保を促進した。法律制度構築の面において、全人大常務委員会は、我が国の文化産業分野における初の法律「映画産業促進法」を可決し、映画の知的財産権保護に関する問題を法律で規制した。裁判規則の面において、2016年4月13日、北京市高级人民法院が公布した「インターネット知的財産権案件に関する審理指南」に、インターネット著作権に関するホットな問題、難しい問題について詳しく規定した。行政監督管理の面において、2016年11月14日、国家版權局が公布した「オンライン文学作品の著作権管理を強化することに関する通知」には、プラットフォームサービス業者が作品を伝達する際の挙

⁸ 関連データの出处は、藍蓮花研究機構が公布した報告「デジタルコンテンツに対する料金支払、金の源の出現」

⁹ 例えば、ヒットドラマである「太陽の末裔」により愛奇芸の料金支払会員が500万増加し、会員費は2億元近くであった。

証責任、権利侵害の結果と判定要素を規定し、インターネット・サービス・プロバイダの主体責任と注意義務を更に明確にし、産業実践に対して指南と判定基準を提供した。

2. 司法保護の面において、インターネット著作権紛争案件数は年々増加し、案件の伝達媒体と地域範囲も絶えず拡大し、案件の主体から保護される対象まで継続的に広範となった。

総じて言えば、2016年インターネット著作権の司法保護には以下の特徴が現れた。インターネット著作権コンテンツ産業の各分野における作品数は比較的均衡がとれており、オンライン文学作品分野における案件数は大幅に上昇し、著名な映画・テレビ作品のネットワーク伝達に関わる著作権紛争案件は増加しつつある。新しい技術・新しい商業モデルによりインターネット著作権侵害案件に新しい状況が続出し、権利侵害の伝達ルートも多様化、分散化される傾向が見られ、ウェブサイト、検索エンジン、ブラウザ等の方法で権利を侵害する案件数が最も多い。インターネット著作権案件の地域分布では、相対的に集中し、適当に拡散する態勢を見せ、インターネット産業が進んだ地域の案件量は比較的多い。知識産権法院がインターネット著作権案件を審理する中で発揮した役割は目立っており、案件審理件数と影響力のいずれも知識産権法院の司法解決体制が日増しに整備され、かつ専門化される方向に発展していくことを表した。

3. 社会保護の面において、2016年インターネット著作権社会保護システムは立体化、多元化、有効化の方向に発展し、社会の共同管理体制は初歩的に形成された。

著作権集団管理組織は会員の権益を保護する職能を十分に履行し、中国文字著作権協会が「オリジナル文字作品保護月間」活動を主催し、中国音楽著作権協会はAPPによる音楽作品への権利侵害行為に対して大規模の調査と権利保護活動を行った。各種の版權業界協会は積極的に業界自主規制を促進し、監督管理部門の重点取締業務に協力すると同時に、「オンライン文学業界自律提唱書」、「中国オンライン文学著作権聯盟自律公約」、「インターネット広告聯盟著作権自律提唱」等の自律公告を公布した。企業は更に主体責任をはっきりさせ、自制を強化した。百度 (baidu)、奇虎 360、新浪 (sina)、迅雷 (Thunder) 等の企業は Tieba (百度が提供するコミュニケーション・プラットフォーム)、オンラインストレージ (クラウドストレージ) 等の分野に対して自己調査・整備改善を展開した。騰訊 (Tencent)、百度等の大型プラットフォームはすべて比較的整備された権利侵害クレーム申出システムを構築し、自発的保護メカニズムを模索した。権利主体の権利保護に対する積極性は継続的に向上し、権利保護の手段も更に豊富となり、権利者によるクレー

ム申出は行政監督管理の重要な情報源となった。権利者が関連機構に調停を委託して自らの合法的權益を保護する件数も年々上昇し、鄭淵潔氏、蔡明亮氏等の有名人権利者による多様なルートを通じての権利保護事件も比較的大きい社会的影響力をもたらした。

4. 行政保護の面において、行政監督管理により良好なネットワークコンテンツ産業の生態系の構築が推進され、インターネット著作権の行政法執行の役割と影響力は社会に広く認められた。

国家版權局の積極的な推進の下で、オンライン文学、映画・テレビ、音楽等の分野における大規模な権利侵害・海賊版の現象は基本的に抑えられ、インターネット著作権の環境は更に浄化された。2016年インターネット著作権の行政保護の主な特徴は以下の通りであった。一、インターネットの伝達方式と版權侵害の特徴に応じて、嚴重保護と重点保護が入り混じる生態系が作り出された。従来の重点監督管理分野と保護成果を強固なものとした上で、2016年にオンライン文学等の多数の分野に対する分類監督管理の整備業務専門活動を強化した。二、インターネット著作権管理のモデルを革新し、著作権保護の典型的企業を樹立し、著作権分野の信用体系建設を推進した。「ブラック・ホワイトリスト」制度の構築を通じて、しだいにインターネット著作権を監督管理する新措置、新方法を模索した。三、版權法執行は、インターネット上の権利侵害・海賊版の取締において、過去を受け継いで今後を活かす役割を果たし、深く取り込み、効果を収めた。「劍網 2016」特別行動期間中、各地で調査・処理された行政案件は合計 514 件、行政過料は 467 万元、司法機關に移送された案件は 33 件、案件相当額は 2 億元、閉鎖されたウェブサイトは 290 サイトであった。四、社会共同管理という重要な手段を利用して、市場主体による版權の創出と運用を導き、支持し、全社会共同管理構造を構築することを推進した。版權監督管理部門は、その他監督管理部門と力を合わせて協力し、コミュニティ組織による協力・協同を指導し、インターネット主体の自律の整備改善を推進し、インターネット著作権の創出、運用、保護とサービス水準が絶えず向上した。

二、2016年中国インターネット著作権保護の基本特徴

(一) 嚴重保護は、インターネット著作権保護の全体的傾向となった。

現在、我が国は、依然として著作権に関わる矛盾と紛争が頻発する時期であり、インターネット上の権利侵害・海賊版行為は比較的頻繁に発生し、権利侵害の形も多様化され、インターネット著作権環境の更なる改善が期待される。この状況下で、党中央、國務院は

知的財産権を重要視し、「財産権保護制度を整備し、法により財産権を保護することに関する意見」、「国家イノベーション駆動型発展の戦略綱要」等の文書を発行し、知的財産権侵害行為に対する処罰の強化に重点を置き、インターネット著作権保護の政策は厳格化の方向に向かった。2016年、人民法院は権利侵害の賠償金額を高くし、刑事犯罪を厳重に取り締まった。北京、山東作家協会主席が書生会社を訴える案件において、北京知的財産法院は賠償の基準を高くした。また、オンラインゲーム「熱血伝説」のプライベート・サーバーを架設した案件において、法院は被告に対して有期懲役5年間の判決を言い渡し、その罰金は2,500万円にも達した。著作権行政部門は、著作権に対する法執行の監督管理力を強化しつつ、インターネット上の権利侵害・海賊版を取り締まる業務で著しい成果を収めた。多方面の共同努力により、厳格な著作権保護構造が構築された。

(二) インターネットと著作権産業の深いレベルの融合は産業発展の重要モデルとなった。

インターネット・コンテンツの新規ユーザーの人口ボーナスの衰退に伴い、コンテンツ資源はユーザーの定着とフローにとって魅力が増し、高品質のIPは市場競争の重要な基盤となった。2016年、インターネットと文化・エンターテインメントとは深く融合・共生し、関連資本市場は勢いよくIP産業チェーンに進出し、オール文化・エンターテインメント業界は空前の大ヒット¹⁰になり、各種の新興文化形態が続出し、著作権資源の整合と連動現象が際立ち、IP市場全体は規範的、理性的になりつつあり、しだいに健全なインターネット著作権の流通・伝達モデルを形成した。益々多くのインターネット動画、音楽、文学企業は、著作権資源の運営と保護を通じて利益を獲得し、同時に益々多くの権利者はこれにより作品に対する報酬を得た。

(三) 多元化管理は継続的にインターネット著作権保護の環境を改善した。

長年の著作権管理の発展を経て、権利者を「権利保護の源」に、法律法規を「権利保護の基準」に、司法行政を「権利保護の両翼」にする立体権利保護体系は徐々に形成され、インターネット著作権は健全にかつ秩序よく発展するための多元化管理の良い方法となった。行政面においては、12年間連続して展開した「剣網行動」等の特別取締行動の社会的影響は広範で奥深い。かつて海賊版が氾濫していたネット動画、オンライン音楽等の

¹⁰ 易観「中国IP市場特別分析2017」のデータによると、2016年中国文化・エンターテインメント産業の規模は3505億元であり、同年比11.8%増であった。

分野は基本的に正規版化が実現され、関連産業の良好な循環発展が促進された¹¹。業界組織と企業は、主体の役割を十分に発揮し、業界自律の強化を推進し、クレーム・通報ルートスムーズにし、業界、企業と社会公衆をインターネット著作権保護の重要な構成部分とし、社会監督資源を効果的に動かし、過去の単純な行政手段による事後監督管理を実施するという方法を変えて、政府の有効監督管理、企業の自己拘束、業界の自律と公衆監督が相互作用する著作権保護の新局面を形成した。

(四) 技術手段は、インターネット環境における権利侵害問題を解決する重要な方式となった。

新しい技術環境下で、伝達権は複製権に代わって版權産業の中心となった。伝達技術の発展は権利侵害のコストを下げた一方、作品の識別可能性、権利侵害の追跡可能性も大いに高まった。モバイルインターネットの伝達技術に対する依存により、産業の技術保護措置に対しての重要度が高まった。監督管理部門は、技術手段を利用して、海賊版コンテンツと権利侵害行為を効果的に抑制¹²し、インターネット正規版化の進展を加速させた。より多くのインターネット企業は、大量の技術資源を投入して、著作権コンテンツに対して監視測定と管理を行い、また技術革新を通じて商業モデルの革新を促進した。関連機構の著作権保護技術は徐々に産業化され、インターネット著作権保護産業は新たな局面を打開した。

(五) オンライン文学の権利侵害を重点的に取り締まる業務は初歩的に成果を収め、オンライン文学著作権の秩序は日増しに規範化された。

オンライン文学権利侵害・海賊版行為を重点的に調査し、取り締まるために、国家版權局は、「オンライン文学作品著作権管理の強化に関する通知」を公布し、文学作品を提供するインターネット・サービス・プロバイダの著作権管理における責任と義務を更に明確にした。同時に、オンライン文学分野において、「ブラック・ホワイトリスト」制度を推進し、文学作品権利侵害・海賊版に係るインターネット・サービス・プロバイダの「ブラ

¹¹ 文化部の最新統計データによると、2016年上半期、ネットワーク音楽の市場営業収入は25.4億元であった。営業収入の規模は2015年総営業収入の7割以上を占めた。国際レコード・ビデオ製作者連盟(IFPI)は、発行された「2016年グローバル音楽報告」に、2015年中国音楽の販売量は63.8%上昇し、1.7億ドル(約10億元人民元)に達し、その中、デジタル収入は全体的に68.6%上昇した。

¹² 2016年、広電総局は、映画の海賊版を強く取締った。総局映画質検所はNexGuard社と協力して、映画に「デジタル透かし」を加え、この技術サポートによって、映画制作側が海賊版の出处を監視することができる。つまり、今後、映画館に上映された全ての映画に「身分証」が付けられ、海賊版の出处が見つけられた場合、速やかに映画資源を漏洩する映画館を突き止め、映画制作側の権利保護のために鑑定報告を提出できるということを意味する。

ックリスト」、重点監督管理を行うオンライン文学作品の「ホワイトリスト」を公布し、著作権保護の典型的企業とした。同時に、国内の主な文学ウェブサイト为国家版權局の重点監督管理下に置き、オンライン文学企業による業界自律の強化を推進した。国家版權局の調整と督促により、国内における33社の主要オンライン文学企業とオリジナル小説(投稿)ウェブサイトが共同で発起した国家網絡文学版權聯盟(国家オンライン文学著作権連盟)は成立を発表し、「中国オンライン文学版權聯盟自律公約」を締結し、オンライン文学作品の秩序ある伝達を促進した。

三、2016年中国インターネット著作権保護における多くの挑戦

2016年は「情報ネットワーク伝達権保護条例」の公布十年目であった。この十年間、我が国の情報産業が急速に発展し、ネットワーク技術とコンテンツ産業の深いレベルの融合による新しい産業変革の発生は、伝統的な作成者、伝達者、使用者の三者間の利益分配構造を変え、産業、技術と制度の共同発展という現実的障壁を構成した¹³。如何に従業者利益のバランスを取る上で、産業の発展を促進するかという問題は、現在インターネット著作権保護業務が直面している大きな課題となった。

(一) 現存のインターネット著作権法律制度は、デジタルネットワークの新技术がもたらした衝撃に効果的に対応することができない。

デジタル情報技術をベースに、相互交流式伝達を特徴とし、多様な革新形態を有している新型伝達方式は、現存の版權法律制度に衝撃を与え続け、一部の新興文化消費人気コンテンツ(ゲームライブ配信、スポーツ試合、コンテンツ集積プラットフォーム等)の中の構成要素と伝達行為の版權化可能性は実践の中で広く議論され、インターネット著作権紛争を引き起こし、法律の停滞性と産業革新の間の衝突を反映した。現存の著作権法は、インターネットの発展法則に応じて、新しい情勢におけるインターネット著作権行為の主体の利益バランスを保障するために、動的な調整を行う必要がある。

(二) 権利付与体制の滞りにより、作品の伝達効率と版權サービスの水準に影響を与えた。

デジタル技術は版權の運用効率を向上させたと同時に、版權利益を過剰に分散させたため、版權価格が不合理に高騰し、権利付与に混乱をきたし、インターネット著作権の運用、管理とサービス水準に影響を与えた。近年来、我が国のネットワークコンテンツ産業の市

¹³ 田小軍、柏玉珊、我が国インターネット著作権制度進化の現状、挑戦と対応[J]、中国版權、2016(3)

場需要、消費能力とターゲット層が拡大しつつあり、高品質の IP はメディア及びインターネットの数回の開発により、小説、映画・テレビ、娯楽番組、ゲーム、アニメ等の多様な形式を通じて、高い価値上昇・現金化能力と市場価格を形成した。一方、実力のあるインターネット会社は人気作品の専有許諾を独占し、IP 資源に対する独占を競争及び営業販売の戦略として、形を変えて伝達を制限し、訴訟を起こすことが頻発している。一方、著作権の利用許諾体制の滞りにより、需要側が速やかに、低コストで正規版の権利を取得することが難しくなった。創作者、伝達プラットフォームと消費者の間で、著作権の権利確定の真実性、利用許諾規則の正確性を保障できる公平、権威、スムーズかつ有効な著作権ライセンスプラットフォームが欠如している。関連部門と企業は、技術手段と管理運営モデルの革新により、ライセンス取引保障体制と信用体制を整備し、インターネット著作権取引ルートをスムーズにし、著作権利用許諾規則を明確化し、また信用規定に違反し、他人の権利を侵害する行為に対して、法律、信用等の多方面での懲罰措置を形成しなければならない。

(三) デジタルネットワーク技術の発展により権利侵害が低コスト化され、インターネット・コンテンツの伝達は専門的なものから大衆的なものとなった。

技術の発展は客観的にインターネット著作権侵害の難易度を下げたため、インターネット著作権侵害には動画集約サイトの無断ディープリンク、クラウドサービスを使った共有による権利侵害及び海賊版小型ウェブサイト等の新しい権利侵害の形態が生じ、手段の隠蔽化、産業のチェーン化、役割分担の専門化、従事者の若年化は既に現在のインターネット権利侵害・海賊版の際立った特徴となり、また、司法裁判と行政法執行にも新しい要求を掲げた。インターネット著作権保護は、如何に行政法執行、業界整備及び法律規制の面において時代と共に前進するかは、我が国のインターネット著作権保護体系が直面している重要な試練となった。

(四) 権利保護のコストと収益は正比例とならないため、インターネット・コンテンツ産業の発展が制約された。

作品のネットワーク伝達の主要参加者として、近年来、インターネット会社は著作権コンテンツに対する投入を徐々に増やしたが、権利侵害訴訟により獲得した損害賠償金は作品の実際市場取引価格とは比べ物にならないため、常に「裁判に勝ったが損した」という窮境に陥る。また、権利保護の意識が欠けている、或いは権利保護のルートを知らない、或いは権利侵害の証拠を取得しにくい等の問題に起因して、一般権利者の自己保護及び権

利保護の積極性は高くないことが一般的であり、今後の高品質コンテンツの創作と開発に直接影響している。全方面における知的財産権保護体系を構築するには、インターネット著作権保護の専門水準を高め、インターネット著作権の権利侵害賠償金額を高め、権利者向けの権利保護体制を最適化し、知的財産権の司法裁判体制を整備し、行政法執行と司法との連携を強化することが期待される。

分論

一、2016年中国インターネット著作権の立法保護

2016年、党中央、国務院は知的財産権保護業務を高度に重視し、国家知的財産権戦略は継続的に深化して推進され、インターネット著作権分野の立法は明細化、専門化の特徴を呈し、重点問題に対する規制は際立った。

(一) 全国人大常委会は「映画産業促進法」を可決し、映画の知的財産権保護に関する問題について法律規制を整えた。

映画市場の急速成長と国産映画の創作力のたゆまぬ発展に伴い、映画は我が国のインターネット・クリエイティブ産業チェーンにおいて最も活躍している分野の1つとなった。2016年11月7日、全国人大常委会第二十四回会議で「映画産業促進法」が可決され、映画に関する知的財産権は法律により保護され、いかなる組織と個人もこれを侵害してはならないと規定され、同時に情報ネットワークにより伝達される上映映画に対して規範化を行い、インターネット著作権保護の映画産業における重要な地位が表明された。

(二) 国家版權局は特別規範性文書を公布し、オンライン文学の版權秩序を重点的に規範した。

近年来、我が国のオンライン文学産業は凄まじい勢いで発展しているが、オンライン文学作品の権利侵害・海賊版問題は相変わらず深刻であり、産業の良好な発展に大きな衝撃を与えている。この現状に対して、2016年11月14日、国家版權局は、「オンライン文学作品著作権管理の強化に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。「通知」は、文学作品を伝達する際に、インターネット・サービス・プロバイダのそれぞれの特徴、機能、役割に応じて、相応する業務要求と注意義務を示し、インターネット・サービス・プロバイダに対して、権利侵害処理体制、著作権クレーム(通報)体制、侵害通知による削除体制とアップロード審査体制等の四項目の業務体制を構築するよう要求し、オンライン文学作品著作権の秩序を効果的に規範化した。

(三) 国家インターネット情報弁公室、北京市版權局は規範性文書を公布し、アプリケーション市場の版權秩序の規範化に注力した。

APPは、民生サービスを提供し、経済社会の発展を促進する一方、法律・規定を違反した情報と権利侵害・海賊版作品の伝達にも新たなルートを提供した。そのため、2016年6

月 28 日、国家インターネット情報弁公室は、「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、「モバイルインターネットアプリケーション・サービス・プロバイダ」と「アプリケーションストア・サービス・プロバイダ」は法により関連義務と管理責任を厳格に履行し、知的財産権を尊重・保護しなければならないと明確に要求した。

2016 年 11 月 30 日、北京市版權局は、「ソフトウェア・アプリケーション市場の著作権秩序を規範化する通知」を公布した。当該「通知」は、前述国家インターネット情報弁公室の「規定」及び国家版權局の「劍網 2016」特別行動業務手配を確実に実施するために細かな規定を定め、ソフトウェア・アプリケーション市場の経営者が「許諾を取得しなかった場合、ソフトウェアのオンライン販売、プレインストールとダウンロードサービスを提供してはならない」等の各項法定義務を履行しなければならないと明らかにした。

（四）北京市高院が審理指南を公布し、インターネット著作権案件の審理について指導を行った。

新業態、新分野の迅速な発展は、伝統分野とは異なる新しい現象を多数生み出し、我が国のインターネット著作権の司法保護業務に対して新しいチャレンジを与えた。そのため、2016 年 4 月 13 日、北京市高級人民法院が「インターネット知的財産権案件に係る審理指南」（以下、「審理指南」という）を公布した。インターネット著作権の部分において、「審理指南」は、権利者とインターネット・サービス・プロバイダの挙証責任の分配、インターネット・サービス・プロバイダ行為の性質認定、「役割分担と協力」に関する判定方法、権利侵害の要件と免責要件の適用関係、ウェブサイト「キャッシュ」の合理的使用、インターネット生中継行為の法律適用等の六つの問題について重点的に規定を定め、司法実践に対する指導を強化した。

二、2016 年中国インターネット著作権の司法保護

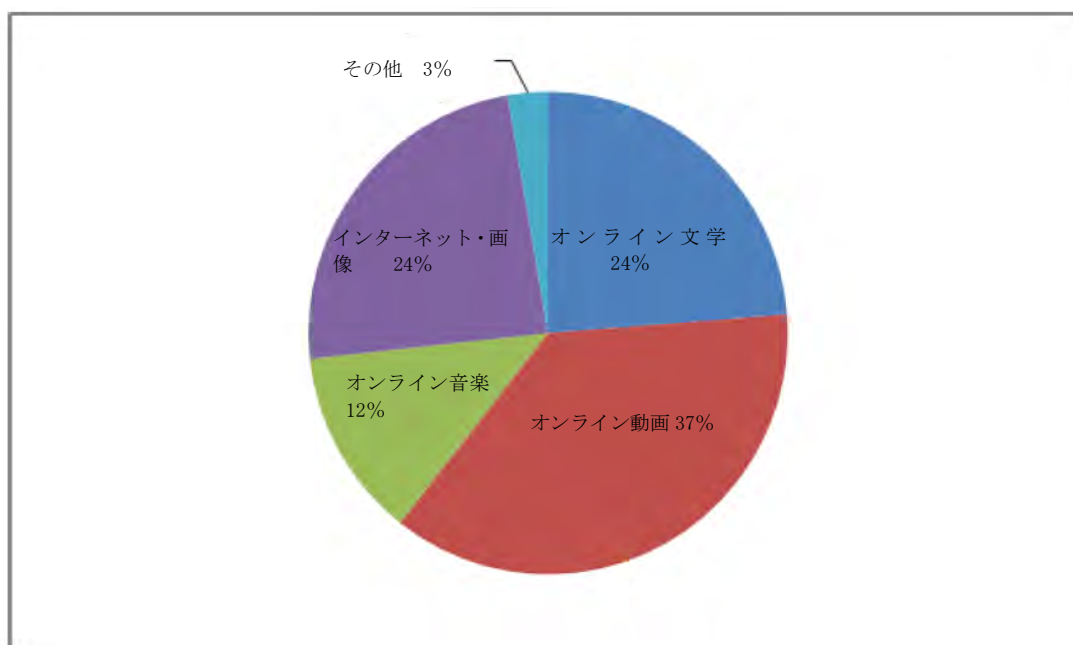
最高人民法院が主宰する「中国知的財産権裁判文書網」、「中国裁判文書網」及び知産宝データベース、北大法宝データベースにおいて、ネットワーク伝達権を侵害した民事裁判文書を検索・リサーチした結果¹⁴によると、2016 年に全国において合計 4,459 件のインターネット著作権に関する民事判決と裁定書が検出された。これらの案件の状況の分析・

¹⁴ データ検索の時間は 2017 年 2 月 28 日まで、抽出したデータの案件終結時間は 2016 年 12 月 31 日までである。

統計を通して、我が国のインターネット著作権司法保護の 2016 年に呈した新しい特徴をまとめた。

(一) インターネットコンテンツ産業の各分野における著作権紛争件数は均等になりつつあり、著名な映画・テレビ作品のネットワーク伝達に関わる著作権紛争案件は絶えず増加している。

公開された判決書の状況から見れば、オンライン動画配信案件が最も多く、全体の情報ネットワーク伝達権を侵害する案件数の 37%程度を占め、そのうち、相当の割合の案件の権利侵害作品は人気 IP の開発に基づいた派生商品であった。例えば、「宮鎖連城」、「星から来たあなた」、「捉妖記 (モンスター・ハント)」等、これはインターネット著作権の商品化訴求の表れであった。



データの出処：中国情報通信研究院

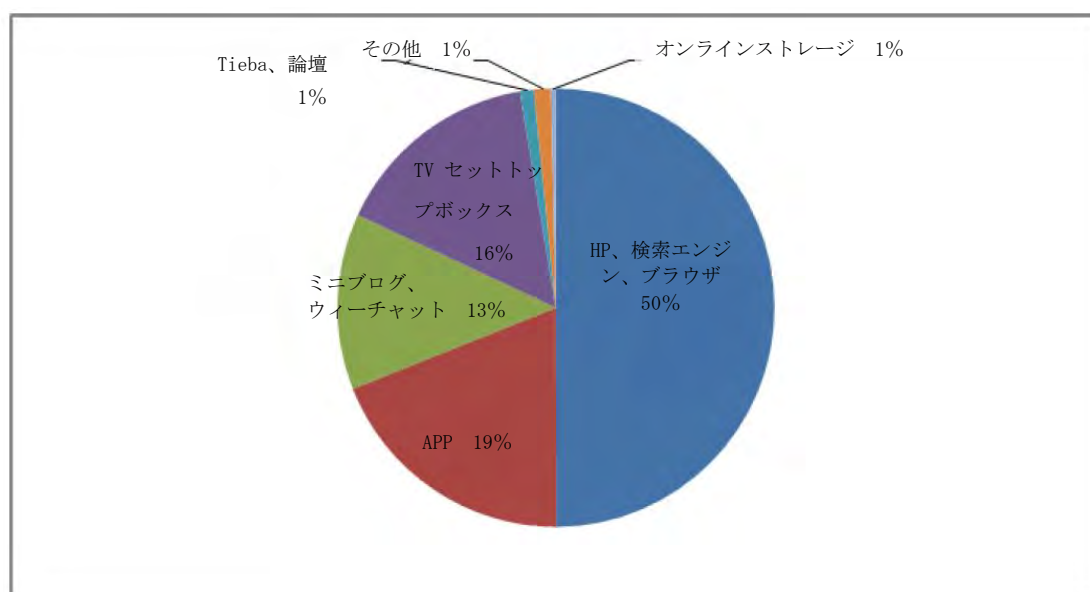
図1 2016年インターネット著作権侵害案件類型の分布状況

オンライン文学と画像作品に関わる案件数はわずかな差でその後に続き、インターネット・画像作品の割合は 2015 年度とほぼ同水準であるが、オンライン文学分野の案件数は昨年と比べ 10 ポイント増加した。オールエンターテインメント産業チェーンの源として、オンライン文学関連案件については例年の情報ネットワーク伝達権案件中に占める割合が比較的安定したが、2016 年における当該分野の案件数の大幅な上昇はオンライン文学権利侵害・海賊版を取り締まる緊迫性と必要性を語った。他に、オンライン文学関連案件の訴訟請求額は比較的低く、被告の地域分布範囲は広く、賠償金額の確定は依然として主

に酌量により確定され、各地法院の賠償基準の統一が必要とされている。オンライン音楽関連案件の占める割合は12%、前年比32ポイント減少し、2015年の強力な取締を経て、デジタル音楽著作権の環境が明らかに改善されたことが反映された。

全体的に言えば、2016年インターネット著作権案件の係争作品の類型は多様であり、その件数は比較的均衡しており、それぞれの差は大きくない。これによりコンテンツ産業の各細分分野の全面的な発展が反映された。

(二) インターネット著作権案件に新しい媒体、新しい形態が続出し、関連の伝達方式が多様化する傾向が見られる。



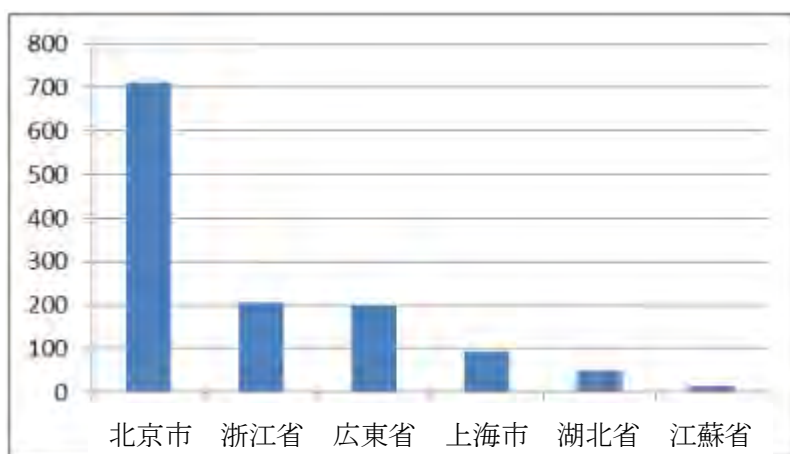
データの出处：中国情報通信研究院

図2 2016年インターネット著作権侵害案件の伝達方法の分布状況

デジタル伝達技術の発展に伴い、インターネット著作権侵害案件に新しい状況が続出し、権利侵害伝達ルートに多様化、分散化の傾向が見られる。そのうち、半分の権利侵害紛争案件はウェブサイト、検索エンジン、ブラウザ等の方法で伝達された。その他、APP、TV セットトップボックス、ミニブログ・ウィーチャット（WeChat）等の方法でネットワーク伝達サービスを提供することに起因した権利侵害案件も続出し、それぞれ19%、16%、13%を占めた。tieba とオンラインストレージに起因した権利侵害案件数は比較的少なく、僅か1%しかなかった。全体的に見れば、「インターネット+」の深化実施に伴い、市場主体の技術革新の活躍度が増したことにより、新技術、新産業、新業態、新商業モデルに係る知的財産権紛争が大量に生じた。例えば、ディープリンク、動画集約サイトの無断ディープリンク、オンライン・クラウドサービスによる共有等の作品情報ネットワーク伝達

権を侵害した紛争である。

(三) インターネット著作権案件の地域分布は、相対的に集中、適当な拡散の態勢を呈し、知的財産法院はインターネット著作権案件を審理する際に発揮した役割が際立っている。



データの出処：中国情報通信研究院

図3 2016年インターネット著作権侵害案件の地域分布状況

案件審理法院から見れば、法院の地域分布ランキングトップ3はそれぞれ北京市、浙江省、広東省であった。統計によれば、地方法院が審理したインターネット著作権紛争案件のうち、8割以上はこの3つの地区から生じ、北京、杭州、深セン等インターネット企業が集中している都市において、そのインターネット著作権産業発展の活躍度と先進的な水準が高いことは集中的に反映された。北京は数年連続してインターネット案件の多発地として、52%のインターネット著作権侵害案件を審理し、そのうち、半分以上の案件はネット動画分野であった。浙江省の案件数は北京のすぐ後に続き、三年間連続で案件数の第一クラスにランキングされ、浙江省のインターネット産業と情報経済の生き活きとした発展ぶりを十分に反映した。浙江省に続くのは広東省であり、16%の割合で法院審理案件数の地区ランキングで第三位を占めた。

2016年、各地知的財産法院が下したインターネット著作権に係る民事判決は合計378件で、そのうち、北京知的財産法院は222件、上海知的財産法院は36件、広州知的財産法院は120件、それぞれ現地インターネット著作権侵害案件の31.1%、37.9%、60.6%を占めた。昨年の同期と比べ、北京と広州の知識産権法院における件数は約2倍近く増加した。知的財産権裁判の引率者、司法改革の探検者として、各地の知的財産法院は、インターネット著作権紛争解決についてたゆまぬ模索を経て、司法解決体制は日増しに改善さ

れ、かつ専門化の方向に発展していき、一連の新技术・新商業モデルに起因して社会注目度の高く、影響力の強いホットな案件を審理した。例えば、騰訊が易聯偉達を訴えた案件、天下霸歌が「九層妖塔」を訴えた案件、闘魚ライブ配信権利侵害案件、映画ポスターに知名キャラクターが使用された案件等がある。これらの案件の審判は、同類案件の示範及び裁判基準の統一に重要な指導的意義を有している。

(四) 刑事司法はインターネット著作権保護の重要な手段である

2016年、司法機関はインターネット著作権に対する刑事保護を強化した。案件の類型はオンラインゲーム、文学、動画、音楽等多数の分野に係わっていた。そのうち、オンライン文学とオンラインゲーム分野における刑事案件数が最も多く、それぞれ総案件数の42%と31%を占めた。また、処罰金額の増加は2016年のインターネット著作権刑事案件司法保護の顕著な特徴であった。統計によると、既に公布されたインターネット著作権を侵害した刑事犯罪案件において平均罰金額は20万元以上に達した。プライベート・サーバーオンラインゲーム「熱血伝説」を架設した案件において、法院は被告に対して有期懲役5年間の判決を言い渡し、その罰金は2,500万元にも達した。これによりインターネット著作権を侵害する犯罪者に強い打撃と威嚇を与えた。

三、2016年中国インターネット著作権の社会保護

2016年、国家版權局の指導と推進の下、中国インターネット著作権の社会保護は更に立体化、多元化、有効化された。著作権集団管理組織は管理とサービス機能を十分に発揮し、版權業界協会は積極的に業界自律を促進し、企業は更に主体责任を徹底し、自制を強化し、権利主体は権利保護の積極性を絶えず高め、権利保護の手段を更に豊富にしたことにより、インターネット著作権保護の社会共同管理の体制が初歩的に形成された。

(一) 業界組織の著作権保護状況

1. 著作権集団管理組織は自らの職能を十分に履行し、会員の合法的權益を保護した。

2016年9月、中国文字著作権協会は「オリジナル文字作品保護月間」活動を主催し、オリジナル文学作品関係のメディア機構と個人によるオリジナル作品に対する声明を呼びかけ、インターネットコンテンツの集約プラットフォームがオンライン許諾を通じてネットワークコンテンツの使用権利を獲得することを提唱し、また活動に参加した機構と個人に対して全面的な権利保護サービスを提供し、ネットワーク伝達文字作品の著作権許諾と維持体制を探り、形成し、不法転載を取り締まる権利保護のルートを開拓した。インタ

インターネット著作権保護環境の継続的改善に伴い、デジタル音楽市場の発展は主流となり、新メディアの許諾収益は安定した上昇傾向を示した。中国音楽著作権協会が発表したデータによると、2016年音楽著作権許諾の総収益は再び記録を刷新し、1億8,400万元に達し、2015年と比べ約8.2%増加した。新メディア音楽許諾収益は約6,845万元となり、初めて演出権、放送権等のその他収益を超え、その占めた割合は最も大きいものとなった。2016年2月から11月まで、中国音楽著作権協会は、アップルのアップストアにあるAPP製品に対して、権利侵害され音楽が使用された状況について権利行使を行い、合計166個のAPPについてクレーム申出をし、アップストアから撤去されたAPPは56個となり、ネットワークによる音楽伝達に係る多くのカテゴリに及んだ。

その他、2016年、中国撮影著作権協会、中国映画著作権協会等の著作権集団管理組織も積極的に国家版權行政管理部門の監督管理業務に協力し、「インターネット+映像伝達と運営発展」等の活動を主催し、インターネット著作権保護とサービスに関する日常的業務を実行した。

2. 著作権業界の協会が積極的に業界自律を促進し、業界正規版化の推進に協力した。

2016年7月、中国作家協会オンライン文学委員会、中国音楽・映像とデジタル出版協会デジタル閲読業務委員会は、全国におけるオンライン文学界に向けて「オンライン文学業界自律提唱書」を公布し、業界の自律を強化し、業界の発展を規範化し、青少年を含む読者のために自主的に良好な閲読環境を作り出した。

2016年9月、中国版權協会と掌閲、閲文等33社のオンライン文学企業とは共同で「中国オンライン文学版權聯盟」を発足させ、なお、「中国オンライン文学版權聯盟自律公約」を公布し、オンライン文学サービス業者が著作権保護意識を樹立・強化し、オリジナル・オンライン文学の作者の合法的權益を尊重し、主体的に各類の権利侵害・海賊版行為に抵抗し、健全かつ文明的な業界環境を作り出すよう呼びかけた。

2016年11月、首都版權産業聯盟は、百度、奇虎360、アリババ、騰訊等の国内主要インターネット広告聯盟と共同で「インターネット広告聯盟版權自律提唱」を公布し、インターネット広告聯盟が健全な内部版權管理制度を建設し、広告の投入手続を厳格に規範化するよう呼びかけた。国家版權局により権利侵害・海賊版の「ブラックリスト」にリストアップされたウェブサイトに対して、広告の投入をやめ、かつその会員資格をはく奪し、権利侵害・海賊版のみに従事する小型ウェブサイトに対して、その不法利益チェーンを断ち切り、小型ウェブサイトの権利侵害・海賊版の勢いを根本的に抑制し、インターネット

著作権の環境を効果的に浄化した。

2016年11月、中国インターネット協会インターネット著作権業務委員会の支持の下、騰訊、掌趣、暢遊等の15社のゲーム運営企業、独立ゲームクリエイターとゲームプラットフォーム企業は共同で「オンラインゲーム反海賊版と産業保護聯盟」を発足させ、オンラインゲーム早期権利保護体制を構築し、定期的に権利保護の聯合行動を組織し、海賊版権利侵害行為を打撃・抑制し、海賊版早期警告・調査排除及び早期紛争調停体制を構築し、権利保護行動と業界自律を通じて、業界正規版化を推進し、健全かつ持続可能な発展を実現することを宣言した。

(二) インターネット企業の自律状況

2016年、インターネット企業は、積極的に国家版權局の監督管理に協力し、企業の主体的責任を明確にし、自主的に自らの行為を規範化し、企業の著作権保護水準を継続的に向上させた。

オンライン文学海賊版権利侵害コンテンツを徹底的に調査するために、2016年5月23日、百度会社は公告を発表し、数回に分けて「百度 tieba」の文学目録の下に置かれたすべての tieba を一時的に閉鎖し、その中にある海賊版権利侵害コンテンツに対して全面的に取締り、2つの投稿クレーム・通報優先チャンネル（「全民通報バー」と「tieba 暴露チャンネルプラットフォーム」）を開通し、通報を受けた場合、直ちに徹底的に調査し、かつ12時間以内に関連する海賊版権利侵害コンテンツを削除することを宣言した。

オンラインストレージに大量の権利侵害・海賊版文学、映画・テレビ、音楽作品等が存在している現象について、2016年、関連するオンラインストレージサービス業者は積極的に自主調査と整備改善を行った。3月9日、115のオンラインストレージは一部の機能を停止した。3月18日、UC オンラインストレージは保存サービスの終了を宣言した。4月25日、新浪ミニディスクは一般ユーザー向けの保存サービスを停止した。4月26日、迅雷クイックディスクは個人ユーザー向けの保存サービスを停止した。5月3日、華為オンラインストレージは、ユーザーデータの保存共有サービスを停止した。5月27日、騰訊ミニクラウドは、書類のデータ転送機能を閉鎖した。2016年10月20日、360 オンラインストレージは個人向けオンラインストレージサービスを停止することを発表した。

(三) 権利主体の自己保護状況

2016年、オンライン動画、オンラインゲーム、スポーツ試合等の人気IPは依然として権利者の権利保護の重点であった。権利者の権利保護手段は更に豊富になり、著作権紛争

の多元解決体制は模索の中でしだいに構築された。

2016年、一連の権利保護ホット案件は大きな社会的影響力を生じ、関連産業の発展に指導を提供した。「奇跡 MU」の権利保護案件において、浦東法院は初めてロールプレイング類のオンラインゲームを「準映画作品」と認定し、全体として享有する合法的権益について定義し、オンラインゲーム業界の知的財産権保護について重要なリード機能を果たした。中国初のeスポーツゲーム試合のネットライブ配信である広州闘魚ライブ配信案件は、産業更新の過渡期における著作権産業とインターネット産業との利益衝突に対して新たな問題解決の考え方を提供した。騰訊・易聯偉達案件は、社会各界による映画・テレビ番組集約プラットフォームの権利侵害の性質確定に対する注目と議論を引き起こした。

司法権利保護のほか、権利者は行政手段を使って自らの合法的権益を保護している。現在、著作権行政管理部門へのクレーム申出は、既に権利者の重要な権利保護手段の1つとなった。「劍網 2016」特別行動期間中、国家著作権局等4つの部門が発表した21件の典型的インターネット権利侵害・海賊版案件のうち、権利者のクレーム申出によって調査・処理された案件は10件で、47.6%を占めた。権利者は著作権会社に調停を委託することによって、自らの合法的権益を保護する件数も年々上昇する傾向にある。

2016年、「オリジナルを尊重、オリジナルを保護」等の全社会権利意識の覚醒に伴い、音楽、文学、映画・テレビ分野の著名権利者は多様なルートを通じて自らの権利を保護し、著作権の価値を保護、促進した。4月26日、百名の個人メディア（we-media）従業者は、「共同権利行使公開状」を発表し、ニュース情報アプリケーションである一点資訊が技術手段システムを利用して、個人メディア従業者が著作権を持つオリジナルコンテンツを自らのプラットフォームとアプリケーションソフトウェアに剽窃、複製したことを訴え、また一点資訊に賠償金の支払、謝罪、剽窃コンテンツの削除を要求した。8月、谷建芬氏、喬羽氏、三宝氏、小柯氏、劉歡氏、崔健氏等、十数名の有名なミュージシャンは共同で著作権代理機構である華樂成盟を発足し、「中国好声音」が歌詞・曲の作者から権利付与を得ずに作品を使用した等の三つの案件について、関連の地方法院に起訴し、被告に対して権利侵害の停止、損害賠償を要求し、ミュージシャンの合法的権益を保護した。10月、水木年華メンバーの盧庚戌氏は、北京で権利行使プレス発表会を開き、音楽ウェブサイト酷狗（kugou）と蝦米（xiami）が著作権使用許諾を得ずに、自らの新しい個人アルバムである「私の命は優しいクレイジーにすぎない」の一部の曲を事前公開したため、権利行使プレス発表会を通じて著作権問題の適切な解決、同種類音楽APPへの警告となることを期

待すると述べた。著名作家である鄭淵潔氏はミニブログに文書を書き込み、自分の作品「シューカー（舒克）とペイター（貝塔）」は出版社から深刻な権利侵害を受けたと発表し、国家版權局はこれを重要視した。2016年8月17日、国家版權局版權管理司の推進と調整により、双方は和解協議を締結し、鄭淵潔氏は25万元の賠償金を得た。著名のディレクター蔡明亮氏はそのミニブログで、複数のインターネットプラットフォームは著作権を侵害している疑いがあると訴え、内陸の有名映画資源ダウンロードウェブサイト「藍影網」は閉鎖を発表したのと同時に謝罪した。ビリビリ動画（通称「B站」）は通報されてから、2回に分けて謝罪文を発表した。

四、2016年中国インターネット著作権の行政保護

2016年、版權行政管理部門は、現在のインターネット著作権保護が直面している新しい状況・新しい問題を真剣に分析し、日常監督管理を適切に実施し、現存の業務成果を強固にした上で、「劍網2016」特別行動を継続的に展開し、2016年著作権保護の業務重点を更に明確にした。全国各級の版權行政管理部門は、任務と責任の分担を積極的に手配し、著作権保護業務を推進し、一連の新しい成果、新しい進展を収め、権利者の合法的權益と社会の公共利益を効果的に保護した。

（一）例年の取締成果を固め、2016年の重点取締分野を明確化し、カバー範囲を更に広くした。

2016年、版權監督管理部門は、例年のオンライン音楽、オンライン動画、オンライン・クラウドサービス、ニュース作品のインターネット上の転載等重点管理分野の取締成果を強固にし、大型動画ウェブサイト、音楽ウェブサイトの著作権に対する重点的監督管理と整理を強化し、使用許諾を得ずに不法にインターネット作品を伝達する権利侵害・海賊版行為を取り締まった。インターネット管理のホットな課題と難しい問題について、オンライン文学、APP、広告聯盟、個人映画館と電子商取引プラットフォーム等の5つの重点管理分野を明確にし、分類管理と特別整備を実施した。具体的には下記の通りである。

一、オンライン文学権利侵害・海賊版を取り締まる特別整備行動を展開した。近年来、益々嚴重になったオンライン文学権利侵害・海賊版問題について、国家版權局は、広く調査研究・意見募集した上で、11月14日に「オンライン文学作品版權管理の強化に関する通知」を公布し、異なる種類のインターネット・サービス・プロバイダに対して相応する業務要求と注意義務を提示し、インターネット・サービス・プロバイダによる権利侵害処

理体制、著作権クレーム申出体制、通知削除体制とアップロード審査体制等の4つの業務体制の構築を要求した。また、オンライン文学作品著作権の「ブラック・ホワイトリスト制度」の構築、著作権に関する法律法規の関連規定の明細化は、オンライン文学著作権の秩序を規範化することによって重要な意義を有する。各地において、北京の「頂点小説網」による著作権侵害案件、江蘇蘇州「風雨文学網」、重慶「269小説網」、四川双流「軽の国度」ウェブサイト、広西南寧「皮皮小説網」等のオンライン文学権利侵害・海賊版案件を含むオンライン文学著作権の案件が相次いで調査・処理された。

二、APPによる権利侵害・海賊版を取り締まる特別行動を展開した。北京市版權局は、「北京市版權局によるソフトウェア・アプリケーション市場の版權秩序の規範化に関する通知」を公布し、ソフトウェア正規版化の業務に合わせて、ソフトウェア・アプリケーション市場の経営活動を監視し、かつ法により監督管理し、根源からAPP権利侵害・海賊版行為を取締り、ソフトウェア・アプリケーション市場の著作権関連秩序を規範化した。「一点資訊」クライアント・ソフトウェアによる著作権侵害案件において、北京市版權行政法執行部門は、権利侵害者に対して過料5万元の行政処罰を与えた。各地の版權法執行部門もAPPによる権利侵害・海賊版行為に対する取締力を更に強化し、多数の典型的案件を調査・処理した。例えば、重慶市文化法執行総隊は、「音楽一号」クライアント・ソフトウェアによる著作権侵害案件について、侵害者に対して不法取得3,000元の没収、過料3万元の行政処罰を下した。上海市文化法執行総隊は、上海「echo 回声」クライアント・ソフトウェアによる著作権侵害案件において、侵害者に対して権利侵害行為の停止、過料20万元の行政処罰を下した。

三、インターネット広告聯盟を規範化する特別活動を展開した。国家版權局は、インターネット広告聯盟に対して、著作権保護の面における監督管理を強化し、多様な方法で故意に権利侵害・海賊版に支援を提供するインターネット広告聯盟を厳しく取り締まった。国家版權局は、工商総局と共同でインターネット広告聯盟と関連する一連の権利侵害・海賊版ウェブサイト「ブラックリスト」を公表し、国内の主要広告聯盟による業界自律を推進し、インターネット広告聯盟が健全な内部版權体制を構築し、広告投入手続を確実に規範化するよう指導した。江蘇省版權局は、不法利益100万元近くを獲得した「BT天堂」海賊版動画案件、2万部余りの権利侵害作品を不法に伝達し、不法利益100万元余りを得た「迅播映画館」案件を取り締まった。インターネット広告聯盟と利益関係のある小型ウェブサイトの権利侵害・海賊版の勢いを更に抑制し、インターネット著作権環境を効果的

に浄化した。

その他に、国家版權局は、個人映画館と電子商取引プラットフォームについて特別取締を実施し、顕著な成果を収めた。個人映画館の取り締まりにおいて、江西省版權局は、個人映画館に対する権利侵害・海賊版特別集中取締行動を展開することにより、権利侵害作品を不法に伝達した 10 カ所の個人映画館に対して法により行政処罰を与え、過料金額は合計 8 万 3 千元に達した。四川省版權局は、成都、達州、資陽等の地域において個人映画館について排除調査、整理を行い、「ファーストクラス個人映画館」等の 4 つの個人映画館について調査・処理を行った。電子商取引プラットフォームの取り締まりにおいて、国家版權局は、電子商取引プラットフォームの権利侵害・海賊版案件に対する調査・処理を強化した。各地の版權法執行部門は、北京「億夢春田」等の六つの淘宝（タオバオ）ショップが海賊版図書を販売した案件、広東佛山「12・23」インターネット上海賊版図書の販売案件、江蘇鎮江「劍峰時代図書專営店」という淘宝（タオバオ）ショップが海賊版図書を販売した案件等の典型的案件を相次いで調査・処理した。

（二）権利侵害が頻発する分野に積極的に対応、注目し、ホット分野の案件を調査・処理した。

国家版權行政管理部門は、tieba、個人メディア、個人映画館等の権利侵害・海賊版現象が頻発する分野に重点的に注目し、また、係る版權保護のホットな課題、難しい問題について研究し、積極的に有効な解決方法を探った。

1. 積極的に反応し、権利者が反映した権利侵害紛争の多発分野を重点的に注目した。

百度会社の「百度 tieba 事件」について、国家版權局は、百度会社に対して権利者の合法的權益を確実に保護するよう積極的に督促した。人気映画の IP 産業チェーンにおける重要な地位に鑑み、国家版權局は、「陸垚知馬俐（When Larry Met Mary）」、「王牌逗王牌（Mission Milano）」、「湄公河行動」等の国産優秀映画について相次いで特別保護を実施した。オリンピック、UEFA カップの開催期間中において、国家版權局は、中央テレビ局と共同でオリンピック、UEFA カップに対して特別保護を実施し、良好な成果を収め、権利者の合法的權益を保護した。

2. 重大・重要案件を厳しく調査・処理した。

インターネット権利侵害・海賊版案件の行政処罰と刑事移送を強化し、特に権利侵害の事実が深刻であり、社会的影響力が大きい権利侵害・海賊版ウェブサイトについて、法により厳しく調査・処理した。国家版權局等の四つの部門は、オンライン文学、APP、イン

ターネット広告聯盟、電子商取引等の各重点監督管理分野における 21 件のインターネット権利侵害・海賊版典型案件を発表した。重慶市公安局偽造取締総隊は、渝中区公安分局と共同で「8.06」海賊版ゲーム事件を解決し、案件相当額は 3,000 万元余りに達し、8 名の犯罪被疑者を捕まえた。なお、重慶「10.19」海賊版ゲーム事件を解決し、犯罪被疑者 2 名を捕まえ、案件相当額は 2,500 万元にも達した。遼寧省版權局は、「鐵甲洪流」事件において、「多玩遊戲」等の 10 余りのゲームウェブサイトの使用許諾なしにリンクした当事者に対して行政処罰を下し、権利侵害・海賊版行為を強く取締り、権利者の合法的権利を効果的に保護した。

3. 重点的監督管理を強化した。

国家版權局は、各重点監督管理対象のウェブサイトに対して、「使用許諾を得てから使用する」原則を厳格に遵守し、相応する措置を取り、自己調査と整備改善を真剣に展開し、健全な自律業務体制を構築し、主体的に許諾使用期間満了と使用許諾書類無しの作品を撤去することを要求した。関連ウェブサイトが報告した作品の使用許諾取得状況に応じて、七回に分けて定期的に 2016 年度の重点作品著作权保護早期警告リストを公表した。各地方の版權監督管理部門は、文学、映画・テレビ、音楽等の作品を伝達する重点ウェブサイトに対して全面的に整理、検査した。北京市版權局は、月毎に代表的な重点人気映画・テレビ、音楽とバラエティー番組の作品を選出し、ウェブサイト重要度ランキングを参照して、対象を絞って 20 の主流動画ウェブサイトと 12 の音楽ウェブサイトについて監視した。山東省版權局はオンライン番組視聴ウェブサイトに対して「三位一体」の監督管理モデルを深く推進した。海南省版權局は、南海網、天涯網、凱迪網等のウェブサイト为重点監督管理リストにリストアップした。その他、各地は著作権を享有する放送テレビ局番組、金融情報作品を著作権監視の範囲内に取り入れた。

4. インターネット著作権保護におけるホットな課題・難しい問題に対して研究、議論を組織した。

中国文字著作権協会（以下、「文著協」という）がスタートした「2016 劍網行動・オリジナル文字作品保護月間」活動において、文字作品権利者と産業発展の需要、インターネット上の文字作品の転載、伝達に関する著作権保護の難しい問題について、国家版權局は、文著協に対して、オンライン使用許諾、海賊版予防、権利侵害に対する責任追及に関する有効なルートと方法の模索を加速し、インターネットにおいて規範的かつ秩序的な文字作品伝達を推進し、産業の発展を牽引することを要求した。中国インターネット著作権

保護大会において、国家著作権局は、社会が注目するホットな課題・難しい問題に合わせて、それぞれオンライン文学著作権保護、スポーツ試合番組と著作権保護、インターネット上転載の著作権保護等3つの個別フォーラムを主催し、専門家、学者を組織して、著作権に関するホットな課題・難しい問題について研究・議論を行った。

(三) インターネット著作権保護業務を強化する新しい措置・新しい方法を積極的に模索した。

1. 約談（面談方式の行政指導）業務体制を推進した。

国家著作権局は、「11、11」の前日に、一部の電子商取引プラットフォーム企業に対して約談を行い、電子商取引プラットフォーム企業に対して、著作権法の要求に基づき、主体的責任を明確にし、法執行部門と協力してプラットフォームにおける権利侵害・海賊版の経営者を調査・処理することを要求した。北京市著作権局は、権利侵害と海賊版リンクが比較的深刻なウェブサイトに対して、「オンライン通知」、「オフライン約談」のモデルを採用し、網易、騰訊、楽視等の企業に対して約談を行い、首都地区の著作権市場の秩序を効果的に浄化した。上海市文化法執行総隊は「城通オンラインストレージ」と約談を行い、「城通オンラインストレージ」ユーザーの「書類共有を自動的に開通する」機能を徹底的に停止することを要求した。上海市インターネット情報弁公室は、財政経済情報類ウェブサイトが存在する範囲を超えた時事政治類ニュースの転載等の問題について、法により東方財富網、証券の星、毎日経済新聞網、ウォール・ストリート見聞、グローバルタイガー財政経済の5つのウェブサイトと約談を行い、明らかな効果を取めた。

2. 早期警告業務体制を推進した。

国家著作権局は、関連ウェブサイトが報告した作品の使用許諾取得状況に応じて、7回に分けて合計284の放送・上映された人気重点映画・テレビ作品の早期警告リストを公表した。福建省著作権局は、オンライン文学、映画・テレビ、ゲーム、アニメーション等の重点作品著作権保護ホワイトリスト42件を公表した。北京市文化執法総隊は、社会から注目を浴び、海賊版行為が頻発するオンライン動画分野に対して、著作権保護の早期警告体制を試行し、搜狐、楽視、騰訊等の企業著作権保護申出を受理し、著作権保護優先通路を開通した。早期警告業務体制は、インターネット権利侵害・海賊版の減少に重要な役割を果たした。

3. 「ブラック・ホワイトリスト制度」を構築した。

2016年、国家著作権局は、オンライン文学、広告聯盟、APP等の分野において「ブラック・

ホワイトリスト」制度を推進した。一方、権利侵害・海賊版に従事するウェブサイトを「ブラックリスト」に挙げ、海賊版ウェブサイトのみに従事する者の不法利益チェーンを断ち切り、根源から権利侵害・海賊版の勢いを抑制した。もう一方、重点的監督管理作品の「ホワイトリスト」を公表することにより、人気文学作品等の分野における使用許諾チェーンを明確化し、著作権紛争の中の「明らかに知りながら」、「知るべきでありながら」の問題を解決した。当該措置は、著作権保護の典型的企業を樹立し、インターネット作品版權の使用・伝達に関する長期体制を健全化させ、著作権分野における信用体系形成の推進に重要な革新的意義を有している。

4. 部門間の協同を強化した。

特別行動期間中、各級の版權法執行監督管理部門は、協同を強化し、多部門による事件処理業務体制を更に整備し、聯席會議、調査・処理監督、情報共有、地域間協力交流の展開を通じて、インターネット情報管理、通信管理、ポルノ・違法出版物撲滅部門及び公安・檢察・法院等の部門と積極的に協力を展開し、著しい成果を収めた。国家版權局は、4回に分けて合計31件の著作権侵害事件の処理を監督した。重慶市公安局と重慶市版權局は、権利侵害・海賊版違法犯罪取締業務聯席會を設立し、各メンバー単位は、重点的取締分野において「ブラック・ホワイトリスト」（重点的保護作品の「ホワイトリスト」、権利侵害・海賊版インターネット企業の「ブラックリスト」）を作った。広州市文化執法總隊は、吉林省版權局、江西省版權局、北京市執法總隊、天津執法總隊と銀川市執法隊に協力して、一連のネットワーク権利侵害事件を処理し、なお、青島、武漢、長沙、清遠等の市と共同で法執行スタッフの育成訓練を行なった。

5. 宣伝を強化した。

国家版權局は、「中国インターネット著作権保護大会」、「デジタル環境における映画・テレビ産業版權保護円卓會議」を主催することにより、「2015年度権利侵害・海賊版を取り締まる重大案件」と「2015年中国インターネット著作権保護年度報告」を公表した。中央テレビ局の「ホットライン 12」番組と共同で「インターネット著作権保護」をテーマとした「世界知的所有権の日 特集」という特別番組を制作した。また、重慶、広州等の地域で「著作権ホットな課題に関するマスコミ教育クラス」を主催した。同時に、宣伝ルートを積極的に開拓し、ウェブサイト、ミニブログ、ウィーチャット（WeChat）、ニュースクライアント端末等の方法を通じて、著作権の社会的影響力を広げ、社会公衆の著作権意識を高めた。

まとめ

2016年を振り返ると、デジタル技術の発展と国家政策の強力な推進により、デジタル・クリエイティブ産業は、日増しに経済発展の新しい動力を育成し、消費供給を牽引する新しいエンジンとなった。我が国の著作権創出、運用、保護、管理とサービス水準は不断に向上し、インターネット著作権保護は新たな局面を迎えた。インターネット著作権法律の整備は、厳格化、重点突出に転じた。司法部門は、新技術・新業態による紛争に対する規制の限界を明らかにし、指導方向を明確にした。インターネット著作権の社会サービス管理は、多元化され、有効であり、また共同管理された。インターネット著作権の行政監督管理については、形式を革新し、取り入れる力を継続的に増加し、ネットワーク文化に対する整備は初歩的に成果を収め、インターネット著作権保護の環境は日増しに浄化された。技術のスピーディーな発展により多重の利益衝突が生じたという益々複雑な情勢に対して、インターネット著作権保護業務は依然として、任重くして道遠し。未来を展望すると、中国インターネット著作権保護事業は、経済のモデル転換・グレードアップ、革新駆動型発展という新情勢の下で絶え間なく前進し、中国の特色ある、世界水準に達した著作権強国を建設するための堅固な基礎を定めようとしている。

出所：

2017年4月26日付け中華人民共和国国家版權局ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/329978.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。